

令和元年第3回（9月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第127号	上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	保育課	1～29
議案第129号	上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	保育課	30～34
議案第115号	令和元年度上越市一般会計補正予算（第3号）	福祉課ほか	35～37
議案第116号	令和元年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	国保年金課	38
議案第118号	令和元年度上越市介護保険特別会計補正予算（第2号）	高齢者支援課	39
議案第119号	令和元年度上越市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	国保年金課	40

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第127号
提 出 課	保育課

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正理由

本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者から徴収する給食費の免除に関する基準を定めるほか、関係法令の改正に伴い、必要な規定を整備するもの

2 主な改正内容

(1) 第1条の規定による上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

国の基準改正に伴い、当市内の特定地域型保育事業者の連携施設の確保義務を緩和する規定及び事業所内保育事業者の連携施設の確保義務を免除する規定を整備するもの

(2) 第2条の規定による上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者から徴収する給食費の免除に関する基準を定めるほか、関係法令の改正に伴い、必要な規定を整備するもの

3 施行期日

次に掲げる改正に応じ、次に定める日

- (1) 2(1)の改正 公布の日
- (2) 2(2)の改正 令和元年10月1日

4 上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正案新旧対照表

(1) 第1条の規定による上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(利用定員)</p> <p>第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A</p>

改 正 案	改 正 前
<p>型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。)にあっては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては、その利用定員の数を1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じら</p>	<p>型をいう_____。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう_____。)にあっては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。)にあっては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては、その利用定員の数を1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項_____において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう_____。)を提供すること。</p> <p>(3) 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p>れていること。(追加)</p> <p>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</p> <p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 (追加)</p> <p>4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。(追加)</p> <p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げる施設(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの (追加)</p> <p>6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保</p>	<p>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保</p>

改正案	改正前
<p>育を行う場合にあっては、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p>	<p>育を行う場合にあっては、<u>前項</u>の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p>
<p><u>7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者</u>については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p><u>3 事業所内保育事業を行う者</u>であって、<u>第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの</u> <u>_____</u> については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>
<p><u>8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が<u>適当と認めるもの（附則第7項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）</u></u>については、<u>第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u>（追加）</p>	
<p><u>9 略</u> 附 則 （連携施設に関する経過措置）</p>	<p><u>4 略</u> 附 則 （連携施設に関する経過措置）</p>
<p><u>7 特定地域型保育事業者（<u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>）</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p><u>7 特定地域型保育事業者_____</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

(2) 第2条の規定による上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(定義) 第2条 略 (1)～(8) 略 (9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。 (10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。 (11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。 (12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する<u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u>をいう。 (追加) (13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> 令第4条第1項第2号に規定する<u>特定満3歳以上保育認定子ども</u>をいう。(追加) (14) <u>満3歳未満保育認定子ども</u> 令第4条第2項に規定する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>をいう。(追加) (15) <u>市町村民税所得割合算額</u> 令第4条第2項第2号に規定する<u>市町村民税所得割合算額</u>をいう。(追加) (16) <u>負担額算定基準子ども</u> 令第13条第2項に規定する<u>負担額算定基準子ども</u>をいう。(追加) (17) 略 (18) <u>教育・保育給付認定の有効期間</u> 法第21条に規定する<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>をいう。 (19) 略 (20) 略 (21) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市が支払う特定教育</p>	<p>(定義) 第2条 略 (1)～(8) 略 (9) <u>支給認定</u> _____ 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u> _____をいう。 (10) <u>支給認定保護者</u> _____ 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u> _____をいう。 (11) <u>支給認定子ども</u> _____ 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u> _____をいう。 (12) 略 (13) <u>支給認定の有効期間</u> _____ 法第21条に規定する<u>支給認定の有効期間</u> _____をいう。 (14) 略 (15) 略 (16) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市が支払う特定教育</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p>	<p>・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、<u>支給認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p>
<p>(22) 略</p>	<p>(17) 略</p>
<p>(23) 略</p>	<p>(18) 略</p>
<p>(24) 略</p>	<p>(19) 略</p>
<p>(25) 略</p>	<p>(20) 略</p>
<p>(26) 略</p>	<p>(21) 略</p>
<p>(27) 略</p>	<p>(22) 略</p>
<p>(特定教育・保育施設等の原則)</p>	<p>(特定教育・保育施設等の原則)</p>
<p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、<u>良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の</u>特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p>	<p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、<u>良質かつ適切な</u>内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>
<p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>
<p>2～6 略</p>	<p>2～6 略</p>
<p>(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>	<p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は</p>	<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で選考しなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は</p>	<p>幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で選考しなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、<u>教育・保育給付認定保護者</u>の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、<u>教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間</u>及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>(教育・保育給付認定の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定の変更</u>の認定の申請が遅くとも<u>教育・保育給付認定保護者</u>が受けている<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、<u>支給認定保護者</u>の提示する支給認定証(<u>支給認定保護者</u>が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項に規定する通知)によって、<u>支給認定の有無、支給認定子ども</u>の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、<u>支給認定の有効期間</u>及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>(支給認定の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定の変更</u>の認定の申請が遅くとも<u>支給認定保護者</u>が受けている<u>支給認定の有効期間</u>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育 _____</p> <p>_____ を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>（満3歳未満保育認定子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>についての法第27条第3項第2号に掲げる額 _____ をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に<u>掲げる額</u> _____</p>	<p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u> _____ について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u> _____ に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育 <u>(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)</u> を提供した際は、<u>支給認定保護者</u> _____ からの当該特定教育・保育に係る利用者負担額（<u>法第27条第3項第2号に掲げる額</u>（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u> _____ から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に<u>規定する額</u>（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</u></p> <p>ア 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その<u>教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(イ)に定める金額未満である者に対する副食の提供</u></p> <p>(7) 法第19条第1項第1号に掲げる<u>小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 7万7,101円（特定教育・保育給付認定保護者（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者をいう。(イ)において同じ。)にあつては、9万7,000円)</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる<u>小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)及びウにおいて同じ。）</u> 5万7,700円（特定教育・保育給付認定保護者にあつては、9万7,000円)</p> <p>イ 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以上教</p>	<p><u>に特別利用教育に要した費用の額</u>)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）</u></p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p><u>育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(イ)に定める者に該当する者に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</u></p> <p>(7) <u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</u></p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</u></p> <p>ウ <u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども又は法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が9万7,000円未満であつて、特定被監護者等（令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下このウにおいて同じ。）が同一の世帯に2人以上いる場合に特定被監護者等（そのうち最年長者である者を除く。）である者に対する副食の提供（ア及びイに該当するものを除く。）</u></p> <p>エ <u>満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育</p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p>
<p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p>	<p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p>
<p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による費用の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による費用の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>
<p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p>	<p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p>
<p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（<u>法第27条第1項の施設型給付費をいう。</u>以下 同じ。）の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p>	<p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（<u>法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。</u>以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、<u>支給認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>支給認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p>
<p>(特定教育・保育に関する評価等)</p>	<p>(特定教育・保育に関する評価等)</p>
<p>第16条 略</p>	<p>第16条 略</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p>を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>
<p>(相談及び援助)</p>	<p>(相談及び援助)</p>
<p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	<p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子ども</u>の_____心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>支給認定子ども又はその保護者</u>_____</p>
<p>(緊急時等の対応)</p>	<p>_____に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>
<p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに<u>当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(緊急時等の対応)</p>
<p>(<u>教育・保育給付認定保護者</u>に関する市への通知)</p>	<p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子ども</u>に_____体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに<u>当該支給認定子どもの保護者</u>_____又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p>	<p>_____又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (<u>支給認定保護者</u>_____に関する市への通知)</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>_____が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p>
<p>第20条 略</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>第20条 略</p>
<p>(5) <u>第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類</u>、支払を求める理由及びその額</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>(6)～(11) 略</p>	<p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の_____費用の種類</u>、支払を求める理由及びその額</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(6)～(11) 略</p>
<p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>_____に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>_____に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略 (<u>教育・保育給付認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、出身、信条、性別、年齢、社会的身分、障害の有無、特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かその他いかなる理由によっても、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等)</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略 (<u>支給認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>の国籍、出身、信条、性別、年齢、社会的身分、障害の有無、特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かその他いかなる理由によっても、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>支給認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>支給認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等)</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p>	<p>支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p>
<p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p>	<p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p>
<p>2 略</p> <p>(苦情解決)</p>	<p>2 略</p> <p>(苦情解決)</p>
<p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、別に定める苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、別に定める苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>
<p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第12条の規定による<u> </u>特定教育・保育<u> </u>の提供の記録</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えな</p>	<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該<u>支給認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第12条の規定による<u>提供した</u>特定教育・保育に係る<u>必要な事項</u>の提供の記録</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えな</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>いものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育、<u>施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）</u>を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>同号に</u> _____<u>掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同項第1号又は第2号</u> _____<u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、<u>第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、<u>同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）</u>」と、<u>同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）</u>」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該</p>	<p>いものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を<u>含むもの</u>として、この章 _____ _____（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」とある _____ _____のは「<u>法第19条第1項第1号又は第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」と、 _____ _____「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とする _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。<u>次項</u> _____<u>において同じ。</u>）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u> _____ _____に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>満3歳未満保育認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の選考方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>	<p>勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の選考方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>
<p>第40条 略</p>	<p>第40条 略</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども</u>に該当する<u>支給認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p>
<p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>	<p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>
<p>第42条 略</p>	<p>第42条 略</p>
<p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>満3歳未</u></p>	<p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>支給認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>支給認定</u></p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>にあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～7 略</p> <p>8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であつて、市長が適当と認めるもの（<u>附則第5項</u>において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育_____</p> <p>_____を提供したときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額_____）をいう。）の支払を受けるものとする。</p>	<p>子ども_____（事業所内保育事業を利用する<u>支給認定子ども</u>にあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>支給認定子ども</u>に係る<u>支給認定保護者</u>_____の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～7 略</p> <p>8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であつて、市長が適当と認めるもの（<u>附則第7項</u>において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>_____について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>_____に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（<u>特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。</u>）を提供したときは、<u>支給認定保護者</u>_____から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（<u>当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市が定める額とする。</u>）をいう。）の支払を受けるものとする。</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額_____）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるも</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u> _____から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u> _____から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u> _____から受けることができる。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u> _____に負担させることが適当と認められるも</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>の</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の費用の支払を求める際は、あらかじめ、当該費用の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に費用の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による費用の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第46条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>の</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u> _____ に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の費用の支払を求める際は、あらかじめ、当該費用の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u> _____ に費用の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u> _____ に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による費用の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第46条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の</u> _____ 費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u> _____ に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u> _____ に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u> _____ に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第12条の規定による <u> </u> 特定地域型保育 <u> </u> の提供の記録</p> <p>(3)~(5) 略 (準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育につ</u>いて準用する。この場合において、<u>第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)</u>について」と、<u>第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下 <u> </u></u>」とあるのは「地域型保育給付費(第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第12条の規定による <u>提供した特定地域型保育に係る必要な事項</u>の提供の記録</p> <p>(3)~(5) 略 (準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業</u> <u> </u> について準用する。この場合において、<u>第14条第1項</u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替える <u> </u> <u> </u> <u> </u>ものとする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する <u>支給認定子ども</u> に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特別利用地域型保育</u>を、地域型保育給付費には<u>特例地域型保育給付費</u>（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認</p>	<p>子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する</u></p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「<u>前2項</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第4項中「<u>前3項</u>」とあるのは「<u>前2項</u>」と、「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号アからウまでに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」と、同条第5項中「<u>前各項</u>」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。</p>	<p>_____。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____。</p>
<p>(特定利用地域型保育の基準)</p>	<p>(特定利用地域型保育の基準)</p>
<p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u> _____ に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、<u>当該特別利用地域型保育</u>の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定</p>	<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u> _____ の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u> _____（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては<u>当該特別利用地域型保育</u>の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u> _____ を含む。）の総数が、第37条第2項の規定</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>教育・保育（保育に限る。）を除く。）</p> <hr/> <p>と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>	<p>規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">(施設型給付費等に関する経過措置)</p> <p>4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市が定める</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(削除)</p>	<p>額」とする。 <u>5</u> 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する市が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。</p>
<p>(削除)</p> <p>(利用定員に関する経過措置)</p> <p><u>4</u> 略 (連携施設に関する経過措置)</p> <p><u>5</u> 略 (上越市暴力団の排除の推進に関する条例の一部改正)</p> <p><u>6</u> 略</p>	<p>(削除)</p> <p>(利用定員に関する経過措置)</p> <p><u>6</u> 略 (連携施設に関する経過措置)</p> <p><u>7</u> 略 (上越市暴力団の排除の推進に関する条例の一部改正)</p> <p><u>8</u> 略</p>

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第129号
提 出 課	保育課

上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正理由

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を受け、本市の施設に係る基準等を改正するもの

2 主な改正内容

- (1) 市長は、卒園後の受け皿となる連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、家庭的保育事業者等による同施設の確保を不要とすることができることとする。(第7条関係)
- (2) (1)の場合において、家庭的保育事業者等は、地方公共団体が運営費支援等を行っている認可外保育施設等で、市長が適当と認めるものを、連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととする。(第7条関係)
- (3) 家庭的保育者の居宅以外の場所において行う家庭的保育事業の食事の提供の経過措置の期間を5年から10年とする。(第17条、附則第3項関係)
- (4) 児童福祉法の引用条項を整備する。(第24条関係)
- (5) その他文言を整備する。

3 施行期日

公布の日。ただし、2(4)の改正は、令和元年12月14日

4 上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: center;">(保育所等との連携)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、<u>前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることが</u></p>	<p style="text-align: center;">(保育所等との連携)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこと_____</p> <p>_____ができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法<u>第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者 (居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法 _____ _____ 第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>(3)及び(4) 略 (連携施設に関する特例)</p> <p>第46条 略</p> <p>2 <u>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であつて、市長が適当と認めるもの(附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)</u>については、<u>第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u> (追加)</p> <p>附 則 (食事の提供の経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業 _____ _____ の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等 <u>(特例保育所型事業</u></p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法<u>第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者 (居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律<u>第65号</u>)第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>(3)及び(4) 略 (連携施設に関する特例)</p> <p>第46条 略</p> <p>附 則 (食事の提供の経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業 <u>(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)</u>の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等 _____</p>

改 正 案	改 正 前
<p>所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>_____は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>

(参考資料)

平成 27 年 4 月に始まった「子ども・子育て支援新制度」では、国は、教育・保育サービス提供の基準を定め、制度面、財政面で市町村を支援し、市町村は、その基準を遵守しつつ、地域の実情に応じたサービスを提供する役割を担っている。

今回、国が定める各基準が一部改正されることに併せ、当市の条例の改正を行うもの。

【一部改正を行う 2 つの条例の関係】

国の基準

◆特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

(根拠法令：子ども子育て支援法)

- ・市町村が保育所、認定こども園、幼稚園（以下「保育所等」）等の運営基準を条例で定める上での基準となるものであり、国が定めるもの
- ・幼児教育・保育の無償化実施に伴い、給食費（おかず代及びおやつ代）を徴収する根拠や免除の基準が追加

◆家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

(根拠法令：児童福祉法)

- ・市町村が家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」）の認可基準を条例で定める上での基準となるものであり、国が定めるもの
- ・今回の改正により、連携施設等の要件を緩和する規定を追加

当市の条例

整合性を保持

整合性を保持

②上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

- ・当市が家庭的保育事業等の事業を認可する上での基準
- ・国の基準改正に併せ、認可要件（連携施設等の確保義務等）を緩和する規定を追加

①上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

- ・当市の保育所等や家庭的保育事業等の運営に関する基準を定めるもの。国の基準に基づき条例で定めている。

整合性を保持

- ・保育所等の利用定員や運営規程等、市内のサービス提供者が事業を運営する上で遵守しなければならない基準
- ・国の基準改正に併せ、給食費（おかず代及びおやつ代）を徴収する根拠や免除の基準（市独自免除含む）を追加

- ・家庭的保育事業等の連携施設の確保義務や自園調理の原則等、市内のサービス提供者が事業を運営する上で遵守しなければならない基準
- ・国の基準改正に併せ、連携施設等の要件を緩和する規定を追加

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第115号
提 出 課	福祉課

歳出科目 (P40～P41)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
----------------	-------------	---------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
福祉業務管理システム開発・運営費	5,781	9,009	14,790

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
国庫支出金	6,631	委託料	9,009
一般財源	2,378		

【補正理由】

消費税率引上げに伴う障害福祉サービスの報酬改定等に対応するため、障害福祉システムの改修に要する経費を増額するほか、国の被保護者調査における調査項目追加等に対応するため、生活保護システムの改修に要する経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区 分	補正前	補正額	補正後
国庫支出金	0	6,631	6,631
障害者自立支援事業費等補助金	0	4,573	4,573
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	0	2,058	2,058
一般財源	0	2,378	2,378
合 計	0	9,009	9,009

(歳出)

区 分	補正前	補正額	補正後
委託料	0	9,009	9,009
障害福祉システム改修委託料	0	5,566	5,566
生活保護システム改修委託料	0	3,443	3,443

提出課	高齢者支援課
-----	--------

歳出科目 (P40～P41)	3款1項5目	老人福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
福祉施設建設事業	217,302	7,700	225,002

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	7,700	負担金補助及び交付金	7,700

【補正理由】

国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の内示を受けたことに伴い、介護保険施設事業者が実施する空調設備整備に係る補助金を増額するもの

【補正内容】

地域介護・福祉空間整備等交付金

施設種別	事業所 (事業者)	位置	事業内容
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム百花苑 (有限会社 百花)	昭和町2丁目	居室等のエアコン及び換気扇 の取替え

(財源内訳)

項目		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	地域介護・福祉空間整備 等施設整備交付金	0	7,700	7,700
県支出金		161,775	0	161,775
一般財源		55,527	0	55,527
合計		217,302	7,700	225,002

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	216,904	7,700	224,604

提出課	国保年金課
-----	-------

歳出科目 (P40～P41)	3款1項5目	老人福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
後期高齢者医療制度運営費	2,326,964	18,308	2,345,272

主な補正財源		主な経費	
一般財源	18,308	負担金補助及び交付金	18,308

【補正理由】

平成30年度療養給付費負担金の過年度精算分の確定に伴い、新潟県後期高齢者医療広域連合への負担金を増額するもの

【補正内容】

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	1,772,354	18,308	1,790,662

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第116号
提出課	国保年金課

令和元年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要

【補正理由】

- (1) 平成30年度決算に伴い、歳入において繰越金を増額するとともに、歳出において基金積立金を増額するもの
- (2) 歳入歳出の収支の均衡を図るために財政調整基金繰入金を減額するもの

【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	項目	補正前	補正額	補正後
6	繰入金	1,490,077	△64,126	1,425,951
	うち、国民健康保険財政調整基金繰入金	216,872	△64,126	152,746
7	繰越金	167,479	128,252	295,731
	うち、純繰越金	167,479	128,252	295,731

(歳出)

単位：千円

款	項目	補正前	補正額	補正後
6	基金積立金	83,740	64,126	147,866

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第118号
提出課	高齢者支援課

令和元年度上越市介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要

【補正理由】

- (1) 平成30年度決算に伴い、歳入において財産収入及び繰越金を増額するとともに、歳出において基金積立金を増額するもの
- (2) 平成30年度介護給付費負担金などの確定に伴い、歳入において地域支援事業支払基金交付金の前年度精算交付金を増額するとともに、歳出において返還金を増額するもの
- (3) 歳入歳出の収支の均衡を図るために財政調整基金繰入金を減額するもの

【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	項目	補正前	補正額	補正後
4	支払基金交付金	6,030,860	2,316	6,033,176
	うち、前年度精算交付金	0	2,316	2,316
6	財産収入	60	5	65
7	繰入金	3,636,308	△24,550	3,611,758
	うち、介護保険財政調整基金繰入金	273,018	△24,550	248,468
8	繰越金	64,555	130,236	194,791

(歳出)

単位：千円

款	項目	補正前	補正額	補正後
4	基金積立金	32,338	65,124	97,462
5	諸支出金	42,223	42,883	85,106
	うち、国庫支出金等過年度分返還金	35,000	42,883	77,883

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第119号
提 出 課	国保年金課

令和元年度上越市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要

【補正理由】

平成30年度決算に伴い、新潟県後期高齢者医療広域連合に納付する負担金が確定したことから、歳入において繰越金を増額するとともに、歳出において後期高齢者医療広域連合納付金を増額するもの

【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	項 目	補正前	補正額	補正後
4	繰越金	1	6,302	6,303

(歳出)

単位：千円

款	項 目	補正前	補正額	補正後
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,995,992	6,302	2,002,294